

所得金額の早見表

- 所得額とは収入から控除額等を差し引いたものです。
- 控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。
- 複数の種類の収入がある場合は、種類ごとの所得額を計算し、合計してください。

◇収入が公的年金等の場合

- ・収入額は社会保険料等が差し引かれる前の金額です。
- ・遺族年金・障害年金は含まれません。
- ・共済年金等複数の公的年金等を受給されている場合は合計した収入金額で計算してください。

65 歳以上の方で公的年金等収入のみの方の例

収入額（年間額）	所得額	備考
110万円以下	0円	
158万円	48万円	158万円を超える年金収入があれば所得額48万円超
200万円	90万円	
205万円	95万円	205万円を超える年金収入があれば所得額95万円超

65 歳未満の方で公的年金等収入のみの方の例

収入額（年間額）	所得額	備考
60万円以下	0円	
108万円	48万円	108万円を超える年金収入があれば所得額48万円超
120万円	60万円	
135万円	73万7千5百円	
150万円	85万円	
160万円	92万5千円	
163万3千円	94万9千7百50円	1,633,334円を超える年金収入があれば所得額95万円超

◇収入が給与の場合

※年金受給者の場合、公的年金等の所得額と合計した後の金額が申告書に記入いただく際の所得額になります。

収入額（年間額）	所得額	備考
60万円	5万円	
103万円	48万円	103万円を超える給与収入があれば所得額48万円超
105万円	50万円	
150万円	95万円	150万円を超える給与収入があれば所得額95万円超
1,095万円	900万円	1,095万円を超える給与収入があれば所得額900万円超 ※所得金額調整控除が適用されない場合

◇公的年金等と給与の両方の収入がある場合

65 歳以上の方の例

年金収入額（年間額）	給与収入額（年間額）	合計所得額
1 2 0 万円	6 0 万円	1 0 万円
1 5 8 万円	9 0 万円	7 3 万円
1 7 0 万円	1 0 0 万円	9 5 万円
2 1 0 万円	1, 0 0 0 万円	8 9 5 万円

65 歳未満の方の例

年金収入額（年間額）	給与収入額（年間額）	合計所得額
6 0 万円	6 0 万円	5 万円
8 0 万円	9 0 万円	4 5 万円
1 0 8 万円	9 5 万円	7 8 万円
1 2 0 万円	1 0 0 万円	9 5 万円

- 収入が公的年金等または給与以外である場合の所得金額の計算方法については、「所得金額の計算方法」をご覧ください。お近くの年金事務所または税務署にお尋ねください。